

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号				
手続名	選挙、当選の取消	根拠条項	第 1 2 5 条第 1 項				
処 分 基 準	当該条項の規定のとおりとする。						
対応 区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	目次	5 3 2